

マイナンバーカードは5年で更新が必要です

～健康保険証としての利用が出来なくなります～

マイナンバーカードを作って約5年経つと、マイナンバーカードの中に書き込まれた電子証明書の有効期限を迎えます。

有効期限を過ぎた場合には、保険証としての利用やコンビニ交付サービスなどの機能が使えなくなりますので、市役所窓口で更新手続きを行ってください。更新手続きは有効期限の3か月前から行えます。

有効期限の約3か月前に更新案内の封筒（水色）が届きます

中には、以下3点入っています。

- ①有効期限通知書・照会書兼回答書
- ②パンフレット
- ③封筒

電子証明書の更新案内

有効期限の約3か月前に届く

899-〇〇〇〇
鹿児島県志布志市〇〇町〇〇1234番地

〇〇〇〇様



マイナンバーカード・
電子証明書
有効期限通知書 在中

料金後納郵便

転送不要

普通郵便
転送不要

志布志市
マイナンバーカード相談課
(電話) 099-472-1111
志布志市神明町野井1756

平日窓口に行くことが出来ない方

「第3火曜日」と「第4日曜日」志布志庁舎のみ「予約制」で時間外開庁します。
下記どちらかの方法で予約をしてください。

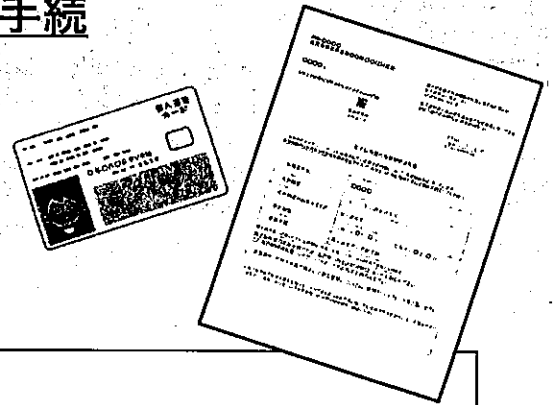
- ①電話：099-472-1111（内線232）市民環境課市民年金グループ
- ②インターネット予約：志布志市HPまたは、こちらのQRコードから→



↓↓ 裏面もご確認ください ↓↓

本人が来庁して更新手続

- ①マイナンバーカード（必須）
 - ②有効期限通知書（無くてもお手続き可能）
 - ③暗証番号（不明な場合は窓口で再設定可能）
- を持参して更新手続をしてください。



899-〇〇〇〇
鹿児島県志布志市〇〇町〇〇1234番地

〇〇〇〇様

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX



製造管理用
QRコード

電子証明書の有効期限通知書に関するお問合せ
個人番号コールセンター
0120-95-0178

電子証明書の有効期限通知書の記載事項に誤りや変更
がある場合のお問合せ（市区町村窓口）

志布志市
マイナンバーカード担当課
（電話）099-474-1111
志布志市有明町野井倉1756

電子証明書の有効期限通知書

お持ちのマイナンバーカードに搭載されている電子証明書について、有効期限が近づいています。
有効期限の3か月前から更新手続が可能ですので、お住まいの市区町村の窓口で更新手続をしてください。

代理人に更新手続を委任

1. 申請者本人が照会書兼回答書を記入し（不足なく全て記入されていること）
封入用封筒に入れてのり付け等で「封かん」し、代理人に渡す。
2. 代理人は①申請者本人のマイナンバーカード②「封かんされた」照会書兼
回答書③代理人の顔写真付き身分証④有効期限通知書（無くてもお手続き
可能）を窓口を持参する。

代理人に電子証明書更新申請を委任する方のみ

899-〇〇〇〇
鹿児島県志布志市〇〇町〇〇1234番地

〇〇〇〇様

署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書

あなたの意思に基づく更新申請に相違がないか照会します。相違がなければ下記の回答書に必要事項を記載の
上、署名又は記名押印して、代理人が持参して下さい。
（ご注意）

（1）本書はやむを得ず更新申請を代理人に依頼する場合に必要となるもので、ご自身が来庁される場合には必要
ありません。

「照会書兼回答書」封入用封筒

電子証明書の更新申請を代理人へ委任する場合は、
「照会書兼回答書」に必要事項を記入してこの封筒に入れ、
代理人に渡してください。

最寄りの窓口でお手続きできます。

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

志布志庁舎：市民環境課 市民年金グループ（472-1111）

有明庁舎：市民税務課 市民税務グループ（474-1111）

松山庁舎：総務市民課 市民グループ（487-2111）